

生駒市条例第41号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表備考第4項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者（生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。）

別表第3の3の表中 「イモ山公園グラウンド」を「むかいやま公園グラウンド」に、
「生駒市総合公園グラウンド」を「イモ山公園グラウンド」に改
「生駒市健民グラウンド」を「生駒市総合公園グラウンド」に改
「生駒市健民グラウンド」

め、同表備考第5項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者（むかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合に限る。）

別表第3の4の表備考第2項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者（生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合に限る。）

別表第3の7の表生駒市井出山グラウンド夜間照明の項の次に次のように加える。

イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円
	1時間につき5割点灯 1,230円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。